## 牛島地域包括支援センター からの お知らせ



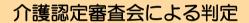
No.1909

地域包括支援センターとは、介護・医療・保健・福祉などのさまざまな面から高齢者を 支える「総合相談窓口」となっています。当センターが牛島に事務所を構えてからま もなく5年半となりますが、幸いにも徐々に周知されてきていることもあり相談が増えてき ています。中でも介護保険やサービスについての相談が1番多く寄せられておりますので 今回は介護保険の申請からサービス利用までの流れについて、紹介させて頂き たいと思います。



## 介護認定の申請

- ①訪問・認定調査
- ②主治医の意見書



要支援・要介護の認定結果の通

ケアプランの作成

介護サービスの利用

介護保険担当の窓口で本人・家族が申請できます。または「地域包括支援センター」や「居宅介護支援事業所」へ申請の依頼もできます。

- ①訪問調査員がご本人にお会いして面談調査が行われます。事前に訪問日の調整があります。
- ②主治医に対して、市区町村から意見書の作成依頼が送付されます。主治医の名前や直近の受診日等を 把握しておくと良いでしょう。

訪問調査と主治医の意見書をもとに、介護や支援の必要度を判定し度合いが決まります。

判定は原則30日以内に自宅へ **介護保険被保険者証が**送付される。

「ご本人ができる限り自立した生活が継続できるようケアマネジャー(介護支援専門員)と相談しながらケアプランを作成しサービスを利用します。ケアプランの作成及び相談は無料です。

## ちょっとしたQ&A

Q:介護の度合いとは?

「要支援1・2」「要介護1・2・3・4・5」 度合いによって、使えるサービスの 種類や回数等が違います。

Q:認定は1回受ければ良いの? 認定には有効期間があり期間終了の 60日前から更新申請ができます。 また状態の変化に応じて、有効期間の 途中でも区分変更申請ができます。 介護保険とは、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度と言われています。65歳以上の方が介護が必要な状態になった原因を問わず(認定を受けた方が)利用できます。40歳~64歳の方は介護保険の対象となる病気が原因で要介護認定を受けた方が対象となります。またサービスを利用する時に必要な1割~3割の負担割合証が交付されます。

高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした「介護予防・日常生活支援総合事業」もありますので、介護保険を含めより詳しくお知りになりたい場合はお気軽にお問合せください。